

平成30年度における市民参加対象事項 の取組予定に対する評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

平成30年4月13日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議

会 長 岩 井 洋 二

平成30年3月9日に市民参加推進評価会議を開催し、平成30年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の方法

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果

平成30年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に市民参加推進評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫されているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価基準	評価結果	担当課
1	第2次安城市多文化共生プランの策定	(1)	△	市民協働課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	第4次安城市地域福祉計画の策定	(1)	△	社会福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	安城市子ども・子育て支援事業計画の策定	(1)	△	子育て支援課
		(2)	△	
		(3)	△	
4	第2次健康日本21安城計画の中間評価及び改訂版策定	(1)	△	健康推進課
		(2)	△	
		(3)	△	
5	地域自殺対策計画の策定	(1)	×	健康推進課
		(2)	×	
		(3)	×	
6	中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定	(1)	×	商工課
		(2)	×	
		(3)	×	
7	第3次安城市都市計画マスタープランの策定	(1)	△	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
8	緑の基本計画の改定	(1)	△	公園緑地課
		(2)	△	
		(3)	△	
9	南明治第1土地区画整理事業2号公園実施設計	(1)	△	公園緑地課
		(2)	△	
		(3)	△	
10	公園リニューアル実施設計	(1)	△	公園緑地課
		(2)	△	
		(3)	△	
11	西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業計画の変更	(1)	○	南明治整備課
		(2)	○	
		(3)	○	
12	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業換地計画の策定	(1)	○	南明治整備課
		(2)	○	
		(3)	○	
13	安城市教育振興基本計画の策定	(1)	△	教育委員会総務課
		(2)	△	
		(3)	△	

4 対象事項への意見等

No.1 対象事項名	第2次安城市多文化共生プラン策定 【市民協働課】
事業の概要	多文化共生に関する施策、事業を計画的かつ総合的に展開するための計画を策定する
意見	特になし

No.2 対象事項名	第4次安城市地域福祉計画の策定【社会福祉課】
事業の概要	地域の現状と問題点を取り込み、地域福祉活動を一層進めるための新たな計画を策定する
意見	特になし

No.3 対象事項名	安城市子ども・子育て支援事業計画の策定【子育て支援課】
事業の概要	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援することを目的とした計画を策定する
意見	・社会的関心の高いテーマであり、子育て世代の意見を取り込むためのワークショップなどを開催してはどうか。

No.4 対象事項名	第2次健康日本21安城計画の中間評価の実施及び改訂版の策定【健康推進課】
事業の概要	安城市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する
意見	特になし

No.5 対象事項名	地域自殺対策計画の策定【健康推進課】
事業の概要	安城市民の自殺対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する
意見	・教育委員会をはじめ、地域ネットワークの意見を聴取したうえで策定すべきである。 ・社会的関心の高いテーマであり、パブックコメント以外にも審議会等やワークショップなども開催してはどうか。

No.6 対象事項名	中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定【商工課】
事業の概要	今後の中心市街地におけるにぎわいづくりの方向性を示すビジョンを策定する
意見	・中心市街地の賑わいは、市街地住民だけではなく、広く市民の意見を聴取したうえで策定してほしい。 ・市民の関心の高いテーマであり、ワークショップは公開すべきである。 ・20人というのが少ないと感じます。なるべく多くの市民の人が公募で参加できるようにしていただきたい。

No.7 対象事項名	第3次安城市都市計画マスタープランの策定【都市計画課】
事業の概要	中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくための都市計画に関する基本的な方針を策定する
意見	特になし

No.8 対象事項名	緑の基本計画の改定【公園緑地課】
事業の概要	都市マスタープランの改定に合わせ、安城市の緑化に関する目標値等を設定するため、緑の基本計画を改定する
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は山がないため、街を緑にすることは大切なことであり、多くの市民の声を参考に策定してほしい。 ・計画を策定する際に市民の声を反映するだけでなく、花や樹木を植えた後の管理（メンテナンス）も市民に参加してもらおうということを意識した上で計画の改定をしていただきたい。 ・実際に保全に関わる街路樹・公園愛護会等の団体の方を審議会のメンバーにすることを検討してはどうか。

No.9 対象事項名	南明治第1土地区画整理事業2号公園実施設計【公園緑地課】
事業の概要	公園に愛着を持って利用していただくため、近隣住民の公園整備に対する意見を反映した整備計画を策定する
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの提案が出るようなワークショップ運営を心掛け、より多くの意見・提案を反映させていただきたい。 ・隣接町内会など当該地区以外の市民も参加できるとよい。

No.10 対象事項名	公園リニューアル実施設計【公園緑地課】
事業の概要	公園に愛着を持って利用していただくため、近隣住民の公園整備に対する意見を反映した整備計画を策定する
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・公園は、地域に密着した場であり、住民意見を大いに反映させていただきたい。

No.11 対象事項名	西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業計画の変更【南明治整備課】
事業の概要	土地区画整理事業の基本的事項について、設計概要と資金計画に変更が生じたため、事業計画を変更する
意見	特になし

No.12 対象事項名	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業換地計画の策定【南明治整備課】
事業の概要	区画整理法により事業を施行する際に義務付けられた換地計画を策定する
意見	特になし

No.13 対象事項名	安城市教育振興基本計画策定【教育委員会総務課】
事業の概要	安城市教育大綱に基づく、学校教育に関する分野別計画を策定する
意見	・社会的関心の高いテーマであり、子育て世代の意見を取り込むためのワークショップなどを開催すべきである。

5 市民参加の推進全般に関する意見

<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本条例第13条第4項の規定を参考に全ての審議会等において委員総数の5分の1を目安に公募市民を検討していただきたい。 ・委員の男女比は、男女共同参画推進条例第14条第2項に規程のとおり、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。 ・新規に策定する計画などの策定には、より丁寧な市民参加により計画を策定すべきである。 ・福祉・教育・まちづくりなど（Planの段階）計画を策定する時に、市民の声を反映するだけでなく、（Doの段階）にも市民と行政とで議論し、市民も一緒に汗をかいてまちづくりをするような手法を取り入れてほしい。 ・クレーマー的な少数意見を安易に採用するのではなく、市民と議論をし、比較多数の意見をまとめていく過程を経て物事を決めることを意識し、市民参加を進めてほしい。
--

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名のメンバーで構成されています。

	氏名	職名	区分
会長	岩井 洋二	安城市町内会長連絡協議会会長	公共的団体
副会長	石原 春代	さんかく21・安城会長	市民団体
委員	荻野 留美子		公募市民
〃	杉浦 武雄		
〃	小島 英樹		
〃	吉村美代子		
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ会長	市民団体
〃	神谷 邦子	NPO法人えんご会代表	市民団体
〃	川澄 琴枝	安城商工会議所青年部	公共的団体

(任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日)